



2018年5月10日

各 位

会社名 オルガノ株式会社
代表者名 代表取締役社長
鯉江 泰行
(コード番号 6368 東証第一部)
問合せ先 経営統括本部 経営企画部長
須田 信良
(TEL. 03-5635-5111)

取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、当社取締役（非業務執行取締役及び国内非居住者を除きます。以下同じ。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2018年6月28日開催予定の第73回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の取締役を対象に、報酬の一部を当社グループの業績及び株式価値と連動したものとすることで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入は、本定時株主総会における取締役報酬議案が承認可決されることを条件といたします。

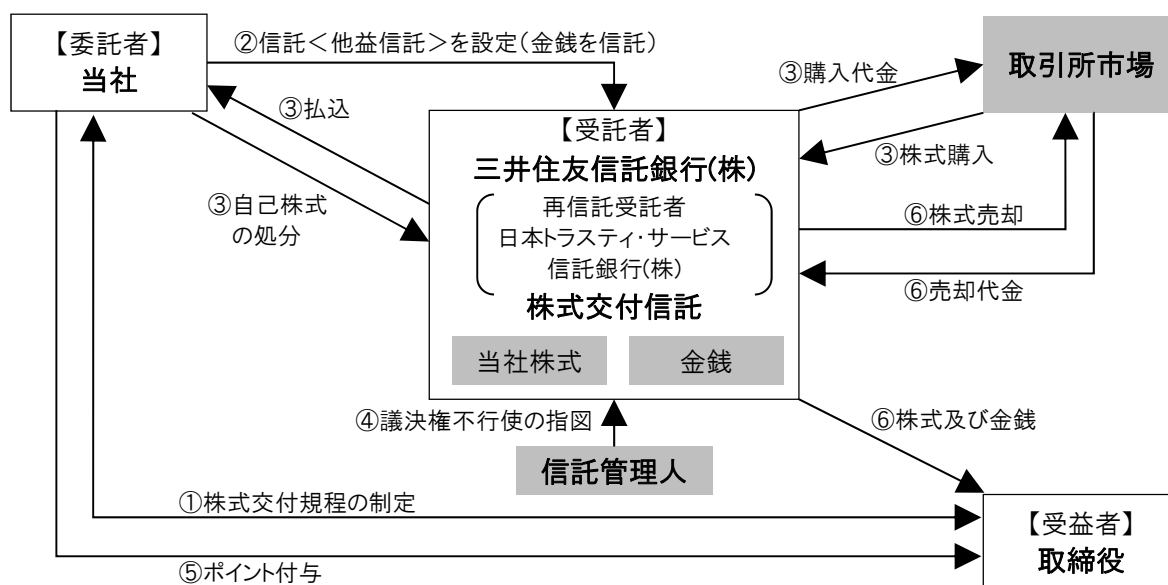
当社の取締役の報酬は、職位に応じた固定部分と、各事業年度における業績等を反映した業績連動部分で構成されておりますが、本制度の導入により、「金銭報酬」（固定部分及び各事業年度における業績等を反映した業績連動部分で構成）及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、非業務執行取締役及び監査役の報酬は、従来どおりそれぞれの職位に応じた定額報酬となります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額（以下、「当社株式等」といいます。）が、本信託を通じて各取締役に対して毎年一定の時期に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）される株式報酬制度です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用に充当する資金（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付等を行うことが見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、換価処分金相当額を給付します。

- ⑦ 本信託終了時に本信託に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続利用する、又は当該株式を取引所市場にて売却し、換価処分金相当額を当社と利害関係のない特定公益増進法人等に寄附する予定にしております。
- ⑧ 上記⑦のほか、本信託終了時に本信託に残余財産が生じた場合、そのうち一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、取締役と利害関係のない特定公益増進法人等に寄附することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

本定時株主総会において、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（７）及び（８）に従って本信託の信託期間中に交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金並びに信託報酬及び信託費用に充当する資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

（３）信託期間

信託期間は、2018年8月（予定）から2021年8月（予定）までの約3年間とします。ただし、下記（５）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本制度の対象者

取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、下記（７）で付与されたポイントの数に対応した数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。

- ① 対象期間中に取締役として在任していること（対象期間中、新たに取締役になった者を含みます。）
- ② 自己都合で取締役を辞任する者及び当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する者でないこと（なお、「自己都合」とは、病気等やむを得ない事情と当社が認めた理由以外での辞任の申出をいいます。）
- ③ その他業績連動型株式報酬制度としての主旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

（５）当社が拠出する金銭の上限

本制度の対象期間は、当初は2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。対象期間の終了以降も本制度を継続する場合は3事業年度以下の期間を別途定めることとします。

当社は、本制度に基づき、取締役に対する報酬の原資となる金銭（取締役に対して交付等を行うために必要な当社株式の取得資金並びに信託報酬及び信託費用に充当する資金をいいます。以下同じ。）として、300 百万円を上限とする金銭（当初の対象期間の終了後に本制度を継続する場合は、100 百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額を上限とする金銭）を取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により取得します。

なお、信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、取締役会の決定により、その時点の対象期間に応じてさらに 3 年を上限として信託期間を延長し、当社は、当該対象期間の年数に 100 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（7）のポイント付与及び（8）の当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、100 百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額の範囲内とします。

（6）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限及び下記（7）の交付株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本定時株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイントの数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（5）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（7）取締役に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の目標達成度に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1 事業年度あたり 5 万 4 千ポイントを上限とします。

（ポイント算定式）

役位別基礎金額×業績連動係数÷本信託の保有する当社株式 1 株当たりの帳簿価格（小数点以下切上げ）

(注)「業績連動係数」は、毎事業年度の業績指標の目標達成度に応じて 0~200%の間で変動します。業績の目標達成度を評価する指標は、当初の対象期間については、連結自己資本当期純利益率 (ROE) といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式等の交付等及び交付等を行う当社株式の上限取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記 (8) の手続に従い、当社株式等の交付等を受けます。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

各取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数は、1 ポイント当たり当社 1 株が交付される場合、1 事業年度当たり 5 万 4 千株を上限とします。

(8) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

各取締役に対する上記 (7) の当社株式等の交付等は、各取締役が信託期間中の毎年一定の時期に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、上記 (7) ②のとおりポイントから換算される株式数のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、その換価処分金相当額の給付を行います。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で給付することがあります。

なお、取締役が死亡した場合には、その時点で算出・付与されたポイントの数に応じた当社株式を本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の遺族が受けるものとします。また、取締役が海外赴任により国内非居住者となる場合等の一定の場合には、その時点で算出・付与されたポイントの数に応じた当社株式等の交付等を行います。

(9) 譲渡制限期間

取締役は、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と中長期的に共有する観点から、本制度に基づいて交付を受けた当社株式について、当社取締役会で定める株式交付規程に従い、交付時から 3 年間の譲渡制限 (譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止) に服するものとします。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式については、当社経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金又は本信託に係る受託者の信託報酬・信託費用等に充てられます。

(12) 信託満了時等における残余株式及び金銭の取扱い

本信託満了時に本信託に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。

信託期間満了等により本信託を終了させる際に本信託に残余財産が生じた場合、残余株式については、当該株式を取引所市場にて売却し、換価処分金相当額を当社と利害関係のない特定公益増進法人等に寄附する予定しております。このほか、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、取締役と利害関係のない特定公益増進法人等に寄附することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要 (※)

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社取締役と利害関係のない第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2018年8月 (予定)
信託の期間	2018年8月～2021年8月 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

(※) 執行役員を対象とした株式報酬制度に係る信託と一体的に信託を設定いたします。

以 上